因果物語

大槻茂禎序
并附考

洋学文庫
文庫8
A 95

特
118
146

因果物語　全

大槻文庫

天地開けしよりさまざまの國といふものゝ多
くさゝまはさるゝとゝなんさふれど蒼生
教ふる道に所謂神儒佛の三つありてそ
國の外なるは國を都といひ外なる國を
夷といふこといつとなくても同じ有様なり
抑も神國にては皇國上世に外なる
道を崇る也佛國にては釋氏の道を崇
めて各その道をよしとせりさて都にても
國を循ぬ人は夷なりて夷にても道を
外ふ人ハ都人なりけるをなべて都鄙の

[seal]

人を夷となし中土の人を華となせハ是を
辯へざる人の論なりさるにても民を済
せんとするに教なくてハことのかなはず
儒道にてハ天命を説き佛道にてハ
後生を諭して教ふるなりされバ國王
賞罰を以て勸善懲悪をなせども亂
るゝ世なるハいふも更なり治まれる世すら
されど億兆の蒼生に其賞罰を漏ること
有るが故に来世を設いて来りて其報を
なすに天を畏れしめて五常を説き地獄と

畏れしめて因果を説き皆人是を教ゆる
法なりさるに儒に老子学あり佛に禅
学あり老子学にて聖道に近けれども常
人に教ゆるにかなはず禅学も釋氏より
出る所なれども萬民を済度する所に非ず
其外何の学ハ王公是を学て國政とし
益なきを学ぶ人ハ害多くして益少しされ
ど常人ハ天堂と地獄を畏るゝに志なす
儒佛の道なれバ上下萬民に通じて最上
のものとぞいふべけれ大久保氏戦國に

生まれて儒佛の道を修むる人にも思
ものなれど幼よりも多年経歴せる
ことを語せんに至りて晩年に発明し
て物語せし子孫に言遺せしたるは
学者に優れることを第一なり余か物語
を見て翫る者をも聊か考
按を附し因果物語と名つけてかくも
のしけることになん
文政十三夏六月
茂楨記

元和八年六月十日に申せる大久保彦左衛門
物語末條
上様より御はかりの方へあそばしてしかるに
まに朝夕のなくにまつ釈迦佛の教を
たもちて次に 松平様をも崇め奉りて
御将軍様の御寿命安穏にあらせられ
後七世の父母二親と崇め奉り申せし
る義ハ 御将軍様ハ此世にあらせられ
東照宮様ハ凡夫とはちかひ人の道にはなれ
たまひとなり御事をハ神仏と見奉り

らんぬかん思ふハ末に栄く御もます候く
ぬりと思ひなるゝ能ともよ仕能くはけ只
今は主様の御前ハ手ニ除れし定る汝
ちもは於る百姓ニなきいのまともよ地ぶ
の人ハ御心をかくはひぢ出近く召つかれ
又ハいつの御譜代ともあるさる者を御譜代と
ふ恪く御心おきなく召つかれ海ニ栢ニ
御九代迄召つかはれける御譜代をハ新参物
とふ来て斗立の三斗五升俵の三年米を
二百俵三百俵何れもまこなて何とて不足な

能ちニ及を御不足ニ存し奉らで能ゞ奉
公申上
拙ニ出の御縁ハ主を恨むるに似れとも
是れ主をも思ふ心の切なるより出る事あり
喜志馬正直の性ニて且異人なれと禄
給はんとする時ハ固く辞し給はされと
不足をいふと偽の人と思ひしる之壱人
ニ豪傑一とのを侍へくかくし曽無ぞの
事をも知らぬといのふ抔しや
はこんがりをなさりしやせとはき忘なりしぞ

二百俵のうちハ扱ひ〆ぬ二俵にても御座なり
主ニ難も御するニ御国にも御家を出てハ別の
主君ニ有共只今まて我ホ先祖ハ格
ねせ候へハ信光様ゟ以来　相国様
松ニ信光様ハ徳川殿御先祖和泉入道
殿と申せし御方ゟ御法号なりと拝
御代々の御情を請まして只今ゟかなしき
まするに信光様より御代々　相国様迄への
御奉公と思ひなり何も様へも御奉公申
上なれ其上ニ御主様ニ背き申すれハ七逆罪の

科を受て地獄ニ落る也此世ニてもいかなり
之後世を大事と思ひて返しと御所存
あしく御馬前ニて討死成られ御陣へつきぬる為ニ
御恩ニもあるまて百姓御家を出るまてニ
なれ御譜代久しく御厚恩の御忠節致り廻り
を申　御九代召つかはれる若き御部屋を
悪しく召つかはれるハ御主の御不足なるニ
拙者あれ万騎ハ千騎千騎ハ百騎百騎
ハ十騎十騎ハ一騎となりて御奉公申さ
有しても能御奉公いたし申上

ても麁末にいたしては御奉公申上ずら
は御奉公不忠なる者にして七逆罪の科と
て成何れをも如何をも御主人火水の
中へも入て打はらひ申て御主様の御為に
御奉公申上ぐる親子兄弟妻子眷属一類
を取あつめても必しくり返し御主様一人
にはかへ申さぬ御主様の御奉公なるぞ右の者
なれば火水の中又は敵の中へも打捨て
二度御沙汰も申すにも御沙汰を志する物に
らは悔しなるに似べりれは必御沙汰とせぬなりし

此趣御存知て解申侍へよ其事を省て御主
様は御沙汰申上る物なりと我死しても
と云とも御存知の婦元の根に付て喧殺
すべしかくし申せし口惜く御主様に御ためすは
一もまたもなれども信光様より此者
御代々相公様との御儀を我共の代より係
く常に申ては不への御奉公と申 当
将軍様之御九代の御主様と申又は家共の
代々忠節を申上ゆるを今末の代に御奉公
御申上て候て家代々の御忠節を無とて成候

百千倍をもあまりましさるきめを
故に御主様に逆心を志ぬれハ七逆罪の科
を蒙りてすゝむ者地獄に落へきなれ
らの怨おそろしけれハ返々も御主様に背
きたてまつるましく候て能々覚悟の
底ハ地獄乃る者なき何の後生と云人
もあらし然れハ地獄なきと云人ハ主釈を
も何とも思ふましけれとも主の用もなし
然れとも左様なる人ハあつてら知らされ
てもせんもなきことし地獄か有とみえて候

主に背けたる七逆罪の科を蒙りてすゝむ
地獄へ落る事なしみえて候　御主をハ一
しらぬ思しけれハ又親に背けたる七逆罪の科
を蒙りて無間地獄へ落て昼夜苦を
受ることをやみなくおそろしきに御主と契
たる太子にして御意に背かさる様にと掟
少も忽にして御意に背かさる様にと人間ハ
嗜め地獄と極楽もなきと見ゆるまて主
の罰と親のをもあるぬとて人なき百是
を思ハハ左様に申人も御主の御子をも思以

やすしきハ必定ありとまへてしるすなけ
地獄と極楽もあるなと必定成そ地獄ハ
必ら其恐れてハ不必成やと上ニハ古法の古ゝ
ともあしくハ因果の生れ合因果と心得て
一つ事ハ因果を今ニあるを見へけり
能きなりしてもよくハむくたる悪敷も有り
悪しきなりしても末ニ栄へてよきもあり
悪しき事をしく生身ハ代ニ悪敷あらハ
子ともなきもをとふ見へけるにいろいにとふ
ニ古主様ハ敵をしくさら矢を討けり

たる者の末ハおちんおちへしやてさるゆるも多し
又古代ハ古敵をさやと上云しくて矢討もてるみ
ふさのつくハ古代との古時一とふ古忠義をや
上する末への者ニ悪く肩身あハ未めて法
敵をさやする取の者ニ居むハ因果も有り我
古人の因果ハ今時果あり　拙又信玄公ニ
因果ハ忽ニ報をうセすニ至てめおとハ有り
宗なるの城ニハ甲州方を責落させの氏
二の屋へ押入庫垣を借く悉く焼殺し
其ふを後甲州へ引入ぬ其時恵林寺

の知識達ハ存外の出家達が撞楼堂へ
追上て火を付て悪く焼殺しけるに比ハ
三月の事なりしに其年の六月二日に明
智日向守別心して二条本能寺にて焼
殺させられけるに因果ハはやく報ひけると
思ひけり扨又太閤の関白殿は謀心とて殺
を切らせなされし時の子共三十人斗
何も歴々の娘達が三条河原へ引
出して首を切て一ツ穴へ入て畜生塚と
名付て三条に塚を残させなされしも因果

扨又大和大
納言毒死
のこと外に記
録所見なし
当時の深説
を記せしと
思はるなり

又三七殿ハ信長の御子なれと太閤の為に尾張
主にて有ければ内海にて御腹を切
らせなされしも因果ニ昔ハおさる所に太閤
ニ又家康様へ毒を呑せんと被成けるに
さしきなく御志もとらで御膳
に大和大納言の上座より下に居へ御さかり
被成候に其様子大和大納言御覧なされ
て太閤の舎弟大和大納言まいりて死
なれにと申も　扨家康様ハ慈悲にて御一生
故に天道の御恵ミ深し　不意に大和大納

云けるがたまゝ因果なり其後秀頼の大
坂にて太閤様には御腹を切らせ奉らんと
なりけれどもはぐれて叶はざるなれども御
慈悲なるに秀頼をたすけまいらせ給ふ
其後又諸大名を加へられて手勢出して
伏見の城を攻て焼崩し各城打取て
其勢に家康を押出して合戦して打負
たる時は慈悲なきたすけられしのみ
ならず居なりに大坂の城におしこめられ給
ひけるに其御恩を知らずして今度又謀

國の浪人を十万まで及びて抱えて御城を守らせ
下に押よせさせ給ひて城をとりまかれ給ひし又
降参をこはれければゆるさせ給ひて御慈悲乃
御事なればゆるさせ給ひて又さ此の年
出してて堀の町を焼なされ其
将軍様は出馬なされて押崩させ給ひて御城
までたまりければ運のすへにや城も町も一面も
御らも二時の内に焼け払ひける天守より火
がゝりければ秀頼は御母御と打連させ給
ひて山里曲輪へ出給ひて又降参をさせ

ひのへも御悲しく御思案あるがいかゝし
又迚て是非なくも又もや不覚悟なる事ども
御腹を切せ申せと　御云立なれバ押掛て
御腹を切らへと申せど　火をかけて焼死の事
是とすと太閤の因果又は御科なるに
殊に落穂集にハ此時にと勅命の御使
ありしが既に自害せしとなり
相公様へ度々におみゐて皆々世の事因果
こ是を思へハ因果といふものハ如斯又
相國様の御悪逆ハ申に及はれぬへきも何事

く如此すゞく御歎きなしてさひ丸
討掛なり御命を取らひ申たる其悉
皆御助ケ成れ候ヲ際限なし又は尾州内
府の大閤に攻付られら成んと有所
家康を害せんと仰けるにより御か跡に出
馬なさく合戦に討待ちに不及内府大閤に
加へられ家康へハ御怒なしに無事を
作りて剣　家康を打果さんと思ひ
たくみの事も何もて害討様のあらまし
ハ初めのひ沙汰に大閤より内府へ

無事をはからせ給ふが　家康ハ何とて哉
成間しくハ此無事の訓も破れとられ越れ
た内府ふも於やせんとて事の外に段
き給さらず無事のやとて此無事の成る
然る時度内府ハ大閤の國をとられ給はん
と越前のまはしふあらぬあり存く
仕まはつるか傳度石田治部少輔が計此
時　家康ハ此敵に事て治部と一味ふ
是なるが合戦の此格ふても此ゆるり居
ては直江を呼出る今度ハ大坂へ取る

る中ふ後あしに五万石ふ下し度ハ此直江
あふまや石田治部か依見ふて此敵をまさん
とり給も上方より合して様を切せんとぞ
申させ各をとまかいて沢山へ遣して越の
此直江にハ何とまや先恩とはられて又此
敵をうちて打殺されや法師景勝と出候要
藝の毛利か此らか此敵をやたるに此成敗ハ
あらて都る且郡をとかけるハ此直江は
何とまや秀秋と四度とあらしめば此中で
まいてるハ此直江何とまや　浮長の御覧の意

の者とも何方に何るとも引出して悪く成
故に成るにて三河遠江へ集りたる者をは
隠忍致して一人とは成敗なき是ハ慈
悲にありけや我等に依者の役切らせ
ありし時　家康様ハ伊賀路にてらせた
まひしのせられし時日本にお恩ありしと
申す世中に治まる道り有りて付申し
是も日路は慈悲深きなく是れも因果の
目出度成けるにて其富成ゆおる
なるハ各大打らんべきと申けるハ本多佐渡守

が大久保相模守をさゝへ申たる由申なかしる
しらず左様の事とも人々知らずしてあさまし
や佐渡ハ相模が親の七郎右衛門より恩を受
たることのすくなからぬ恩を忘れて何とて左様に
はかるべきやされハ人にあらすして相模か子の
主殿を始め家来共ハ知らぬ孫迄も子供まて
科も深く被抑まてつらんとても佐渡ハさらに
ようす篤くある事とも何ゆお為く思ひ
存れとも町人百姓とても上ハいかなれとハ思ひ
ともけみも左様まてもあそなるかと不審にハ

あるに親達も法讃ハ若き時分にハむこ
き者とおぼさハ志うるに年もよりけれハ定て
其心ハあらたまり申へし法讃妙七郎左衛門が
私多たこころみて妻子も法け甚噂を承り
聞るを法けりたところみに其上法からひるものを申
上て思へ返して先々やふき病る通すしく
其後無程法讃成申候 四十石の法細行を申
うけて出し其後もたこころみて年経けるに必
案例ふして大晦日の食と元三の食を七郎
左衛門ふかく法讃ハ合ひける実事に法様りと成也

も其時分ハ江戸ふても其案例をさだしける法
讃あれもいまだ其恩を忘れん也 其上七郎左衛門
果る時も法讃方をよび入て此言ふお構なく
無仏法無様を教へて果少て其時七郎左衛門
に向ひて何とそて法無仏法まで法安心何れと
かゝるとやつるふ若も其心を引たがへくさるへて
もあるか 昔ハ因果ハさらのたることを廻るといひけれ
るが今はめくりつくあしふ来るくに向へとふとて
あり今ふおゐてハいきすれハとにかくへともに人まき
づらせすとやすみあるれど右様すも此既能き

因果ハむくへとも覚へなし悪業因果はあ
く報ハ見へ尽にしさとも何るか法後ハ三年
もまごさはしく都ニ逃らさを出しく所
係岩ホく悪逆の見へけれとも保羅子
ふくある上地今ハ法段易ら成く出羽の事由
有へ流されて天後林田へ立てれ法衍よ
許られて四方ニ柵を付塀をほりて番を
はられく居けり皆ちやなりいはれも計り
されとも御禅る法段易とぞいひしも
按ずるにいふもの耶蘇宗門の佛名なり　私撰

右京都ニて耶宗門の寺二を焼ころり
法退治法仕置とあつて京都へ呼つか宗門を
語ニて法段易ら成又上地今を法段易の時も
宮上の法仕置一の仕とえ仰付くめしつかはさ
きしく天征ニて法段易ら成りしも同しことく
よいかさてもとさるへりするか因果の報かと又
世上ヲ太祈りらんべしとゆりなりきと
按ニ　神祖大久保を罪し給ふを片桐か
筆ニ出るよし藩翰集ニ詳なるも片桐
か筆なりしといふもなし下總乃里見異録

へ内応せし事もありて大久保ハ里見
が縁者又同姓とせし大久保石見守が悪
事もあり彼といひ是といひ世間にも
あやしむ疑あるもさることなり本多ハ
いかにも〳〵讒言せしか知らされども
人なるに本多も亦心に疑ふことなきに
非ざれバ讒して申上ることもなき故世間
にて本多が讒し申たることと称していひける
並それ白石翁も佐渡殿の人いひなさる
ことなるなきと謂まして當時大久保が罪

蒙りし故を知るとのみなりしハ世者風聞
まちらことと思はるゝし何にもあれ大久保が
子孫の時ハ昔に復せる禄賜りて繁
昌なることを知れバ一旦罪蒙ることいへとも先
祖累代の功臣なれバ其家を再興せ
しめ給ふことを知る也し大久保が罪蒙
りしも己むを得ざることを知りて所謂
因果ともいふべき之後世の背きしハ
永禄中一向宗徒の門徒に組せし時の
ことにて後に居返りし彼れ徒の日相手

とおし給ひ終に天下を一統し給ふこと
此人の功多きに出るとあり然るに僅か
二万石を領し其加増仰付固く辞して受
けず禄多けれハ子孫永く栄ふるまじ
らずといへり元和二年七十九歳にて
卒す 神祖より年長なること異なく
これハ佐渡を兄分にするハ朋友のごとく
なりとし正純子と此外父に次て智
あれハ下總古河にて十五万石を領せ
るに不幸にしてさるに一旦罪ありて家亡

ぶ正純罪する迄にて城普請のことにて謹
者の為に此疑心起りて終に当時
の高説ハ取に足らざるも此外に罪あるべ
きことありて家亡ぶるとみゆ是亦因果
なり本多佐渡の時に権勢なるが家ハ此
とゝに再興せざれハ其遺恨を述る
なる哉し佐渡守が嫡孫忠志尾張
の成瀬家に預りしが
厳有廟の御時三千石にて再び召出され
もこそ記あり 加賀の本多ハ佐渡が次男

家なり故先人常に謂れしことあり
世人させる罪なく諸侯の為に家を亡
し家禄失ふものあるハ其罪の有無
論ぜず其のことハさて其人の平素にありと確言
といふべし所謂盛者必衰の理にて今
日に至るまでくるしみを受し天人を恨ミ
また因果と思ふべし
又按に大久保ハ徳川家譜代功臣にて随
一なり関ヶ原一戦の後ハ其権勢無双
の人なれハ諸侯のいて来るもさることゝ

又本多父子ハ大久保に取し後
奉行所の執政となりて其才智比類なき
人なれバ法度死にし語ありて上聞に達し天
下に威権特に比人にあれハ僭者隠て
出ることを防ぎなり功業の為遂に身退く
ことを知ずれハ必其禍其身に及ふ
こと天道といふべきなり満ハ損を招く
理あり又先人いへらく勢ひに乗じ
候ものハ其れも必ず其弊ありと
そ立身の後ハ於称する上服なの罪無にし

を因果と定むるハ功なれども皆勢あり
奢をしふよりも満を虧ざることを遺
感といふべし上世の父の遺訓なり
未録を賜ハざる人にハ今めて万石
下ふさなかざる事し返しても浮沈するハ
當世の智者といふべきなり

冨貴を欲し名利を求るも人情乃然ら
しむるなるに冨貴を忘れ名利を捨
るを都て善人となすハいかにそや学者冨人
を殘て獨冨といひ貧人を賞して清
貧といふ共それ人情に悖るなり冨貴
を忘れ名利を捨る人無食の貧人
の徒なしても善人の法 法ハ勿論なれ
ども人の世にあるハ皆冨貴と名利の為
なり其の何れしも不義の冨貴を欲し
不義なる名利を求むることの多きが故に
古人是を戒め給ふなれども冨貴を忘れて
冨貴に極ひ名利を捨して名利を楽
ふ者有道の人といふべけれどもしかれども人

百徒に清貧を賞し濁富を厭ひ名利
を説しく隠遁を好めるを道人高士など
と思ふハ大なるひがことなり孔孟老佛の
意味を得ざるが故にかく謬まる事なり富
貴名聞をさるをもて人の事尤く退居
せしむる輩を志といふに非れ又禅学者といへる
ものゝ悟りをほしくて儒家の天道を無きものと
として空とするハ聖人教を設けなるを察ふ
にて佛氏の地獄を説くと一理なり天道
も地獄となきものとせバ教ハ立ぬとにぞ

知るべき孔孟老佛の教ハ一理なる所ハ悟
り圏中を出て圏中に遊ふ人に非すれハ
悟りといふべからず吾が好めるを以て天下
最上の道とするハ生死に生涯迷へる人に
て悟れる人にハ非さる也庸人儒も儒なり
迷ひ佛ハ佛に迷ふ皆善人なり志のあるに
禅の禅に迷ふてきを志しく獨悟まり
と思ふハ愚人なり聖賢知識なといへる人無
孔孟老佛の一理なることを志りぬる人も利
謂悟まじる人にて通人達士ともいふべけれ

されハ神儒佛ともに用ひのひとく學派
せざるハ王者の道なり吾幼少より儒佛
乃二道に疑を起してありしが年も知
命に追つきさかくハ思ひ定めぬること
になん

辛巳年秋九月　茂禎又識

[illegible]國學[illegible]御用[illegible]
[illegible]儒[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
の[illegible]古學[illegible]
[illegible]閲[illegible]
の[illegible]古き[illegible]
[illegible]庫中[illegible]
[illegible]すゞ[illegible]
[illegible]披閲[illegible]
[illegible]八[illegible]
[illegible]七八
[illegible]
[illegible]文章[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]近[illegible]かくハ思ひ定めぬること

[illegible]

文[illegible]年 秋九月

荻[illegible]之 識

今度 国[illegible]御用[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の[illegible]

[illegible]

の[illegible]古き[illegible]

[illegible]中[illegible]一[illegible]

[illegible]すゞ[illegible]

[illegible]校閲[illegible]

[illegible]

[illegible]七八

[illegible]

[illegible]文章[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

さふ
せする
乃二
命に
ゑあ
泳
と
知
中
識